

自己株式取引と 課税

垂井 英夫 *Tarui Hideo*

A5・並製・400頁

定価: 3,990円(税込)

ISBN: 4-88177-212-0

- 自己株式取引は、大きく「取得」「保有」「消却」「処分」「相続」に区分されますが、そのすべての面に法律法、商法、証券取引法等が深くかかわってくるため、業務家として難しい判断を要するケースが多くあります。
- 本書は、自己株式取引に関する実務家が留意すべき法的手帳のすべてについて詳しく解説・検討したもので、株主総会の手続きから税務処理まで広く活用いただけます。
- また、豊富な例文、文庫、実例、裁判例等は、実務上の難しい問題解決の大きな手かりとして活用いただけます。

第1編 自己株式法制

第1章 自己株式取得の理論構成

- 第1節 自己株式・金庫株の意義
- 第2節 自己株式取得とその弊害
- 第3章 自己株式の概要
- 第1節 原則一定時総会決議
- 第2節 「別段ノ定」等による取得
- 第4章 自己株式の取得
- 第1節 自己株式の買受け
- 第2節 財源規制
- 第3節 自己株式の買付方法
- 第4節 子会社による親会社株式の取得規制
- 第5節 譲渡制限株式と自己株式
- 第6節 企業の組織再編成と自己株式の取得

第4章 自己株式の保有

- 第1節 自己株式保有の意義
- 第2節 自己株式の法的性質

第5章 自己株式の処分

- 第1節 自己株式処分の意義
- 第2節 処分手続
- 第3節 処分の実行

第6章 自己株式の消却

- 第1節 自己株式の消却の意義
- 第2節 自己株式の消却手続

第7章 自己株式の取引価額

- 第1節 問題の所在
- 第2節 上場株式等の処分価額
- 第3節 非公開会社自己株式の取引価額
- 第4節 自己株式は支配株式となり得るか

第8章 自己株式をめぐる会社の計算

- 第1節 基本的考え方の変化
- 第2節 公正な会計慣行と自己株式会計
- 第3節 買受け・保有と会社の計算

主要目次

第1節 自己株式の消却と計算規定

第5節 自己株式の処分と会社の計算

第2編 自己株式税制

第1章 自己株式税制の基本理念

- 第1節 自己株式の法的性質
- 第2節 確定決算との関係
- 第3節 少数
- 第4節 資本等の金額の解釈
- 第5節 利益の配当と利益積立金額との関係

第2章 自己株式取得と利益配当

- 第1節 商法上の利益概念
- 第2節 自己株式の取得は利益の分配か

第3章 自己株式の取得と課税関係

- 第1節 発行会社の立場
- 第2節 売却株主の課税関係

第4章 自己株式の保有

- 第1節 自己株式は資産か
- 第2節 自己株式の取得価額
- 第3節 自己株式の期末評価、譲渡原価
- 第4節 同族会社の判定基準

第5章 自己株式の消却

- 第1節 自己株式の消却の意義
- 第2節 自己株式消却の課税関係

第6章 自己株式と相続

- 第1節 相続株式の譲渡(みなし配当課税の特例)
- 第2節 相続税額の取得費加算
- 第3節 評価対象会社が有する自己株式

第7章 自己株式の処分と課税関係

- 第1節 自己株式の処分に関する基本規定
- 第2節 時価による自己株式の譲渡
- 第3節 時価と乖離した価額による譲渡



車両盗難損失と車両保険金収入の帰属時期—ベンツ盗難損失事件—

(大阪地裁平成15年(行ウ)第42号・平成16年4月20日判決(確定))
(TAINS判例検索 Z888-0838)

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

陰から支払われた翌期の平成14年7月期の益金に計上した。

これに対し被告税務署長Yは、平成14年4月26日、X社に対し、本件車両の盗難損失は平成13年7月期の損金に含まれず、別途本件車両の減価償却費として損金算入される224万3,208円との差額713万2,792円は損金の額に算入されないとして、下記のとおり本件各処を行った。これをX社に通知した。

【本件処分の内容】

| 項目 | 区分 | 確定申告 | 更正処分等 | 異議申立て |
|--------------|----|-----------|-----------|-----------|
| | | 13.9/19 | 14.4/26 | |
| 所得金額 | ① | 2,110,221 | 9,243,013 | 2,110,221 |
| ①に対する税額 | ② | 464,200 | 2,132,900 | 464,200 |
| 控除所得税額 | ③ | 47,423 | 47,423 | 47,423 |
| 差引所持に対する法人税額 | ④ | 416,700 | 2,085,400 | 416,700 |
| 既に納付の確定した本税額 | ⑤ | 0 | 416,700 | 0 |
| 差引納付すべき法人税額 | ⑥ | 416,700 | 1,668,700 | 416,700 |
| 過少申告加算税 | ⑦ | | 224,000 | |

異議決定 平成14年7月25日棄却
審査請求 平成14年8月23日確定申告額と同額
裁決 平成15年2月6日棄却

ところで、X社は、平成13年7月22日、本件車両が盗難にあったため、同年8月29日、S保険に対し本件保険契約に基づき車両保険金の支払を請求した。S保険は、同年8月31日、原告に対し969万円(全損益950万円、臨時費用10万円及び益難代車費用9万円)の保険金を支払う旨の通知をした。S保険は、同年9月4日までに上記保険金をX社の口座に振込送金した。以上の事実に基づき、X社は、平成12年8月1日から平成13年7月31日までの事業年度(以下「平成13年7月期」という)に係る法人税の確定申告につき、本件車両の益難損失937万6,000円を損金に計上し確定申告をした。ただし、S保険からの保険金969万円の支払については、平成13年7月期の益金に計上せず、実際にS保

なお、X社は本件各処分を不服とし、Yに対して異議申立てを行ったが、Yはこれを理由のないものとして棄却した。X社は、平成14年8月23日に国税不服審判所長に対し、本件各処分について審査請求を行った。国税不服審判所長は、平成15年2月6日、平成13年7月期に本件車両の益難損失及び保険金収入を同時に算入すべきであるとし、本件更正処分に係る所得金額が裁決における認定額を下回るため、結果として本件更正処分は適法であるとした。X社はこ

れを不服として、本件訴訟を提起した。

2 当事者の主張

(1) 税務当局の主張

本件車両の盗難損失及び保険金収入は、平成13年7月期の損金及び益金に計上すべきである。仮に、保険金収入が平成13年7月期に確定していなかったとするならば、盗難損失とともに平成14年7月期に計上すべきである。

不法行為による損害及びこれに基づく損害賠償請求権の計上時期については、次の3説がある。①「同時両建説」…当該損害に係る損失の計上と同時に、これに対応して損害賠償請求権を収益計上すべきであるとする説、②「損失確定説」…不法行為による損害は加害者に求償し得るから、その求償不能のときに損失が確定したとして損失に計上すべきであるとする説、③「異時両建説」…損失は損失としてその発生時点で計上し、損害賠償金はこれと切り離してその支払を受けるべきことが確定した時点で収益に計上すれば足りるとする説。本件は盗難損失とその保険金収入に関する事案であるが、本件の場合にもこれら3説の考え方は適用され、損失とそれを補てんする収入とが発生の原因を共通にし、密接不可分の関係にあることから、①の「同時両建説」がとられるべきである。

なお、原告は、最高裁昭和60年3月14日判決(以下「昭和60年判決」という。)を根拠に③の「異時両建説」が妥当であると主張するが、同時両建説を採用した最高裁昭和43年10月17日判決(以下「昭和43年判決」という。)が昭和60年判決によって変更されたものとはいえず、現在も判例は同時両建説を採用している。よって、昭和60年判決を根拠に異時両建説が妥当であるとする原告の主張は失当である。

(2) 納税者の主張

車両盗難による損失は、本件車両が盗難にあった日である平成13年7月22日の属する平成13年7月期の損金に算入すべきであり、これに対する保険金収入は、S保険から保険金の支払通

知のあった日である同年8月31日の属する平成14年7月期の益金に算入すべきである。

本件車両盗難による損失及びこれに対する保険金収入の計上時期については、昭和60年判決が原審の東京高裁昭和54年10月30日判決を支持し、同時両建説を採用した昭和43年判決は、昭和60年判決によって変更されたのであり、本件については異時両建説により判断されるべきである。すなわち、東京高裁の判示内容は、次のとおりである。「所得金額の計算に当たって、同一原因により収益と損失とが発生しその両者の額が互いに時を隔てることなく確定するような場合に、便宜上右両者の額を相殺勘定にして残額につき単に収益若しくは損失として計上することは実務上許されるとしても、益金、損金のそれぞれの項目につき金額を明らかにして計上すべきものとしている制度本来の趣旨からすれば、収益及び損失はそれが同一原因によって生ずるものであっても、各個独立に確定すべきことを原則とし、したがって、両者互いに他方の確定を待たなければ当該事業年度における確定を妨げるという関係に立つものではない。」

〔判決の要旨〕

大阪地裁は盗難損失の計上時期について、次のとおり判示した。「盗難による損害は、法22条3項3号の損失に該当し、その事案が生じた時点で被害者である法人の資産を減少させるものであり、その時点で損失を認識することができるから、その損害額は、基本的には、盗難の事実があった日の属する事業年度の損金の額に算入すべきことになる。」

次いで、保険金収入については、企業会計上の費用収益対応の原則に準じた対応関係があるとして、「保険金は、資産の消滅等を原因として、その事実に基づいて支払われるものであって、資産の消滅等による対価ともみられるので、保険事故の発生も資産の譲渡に準じて考えることができ、保険金請求権を行使することによって取得すべき保険金額は、同条2項(筆者注:

法22条2項)の資本等取引以外の取引に係る収益の額に該当するものと解され、かつ、適正な期間損益の算定という観点からは、費用収益対応の原則に準じて、盗難損失との間に収支対応の関係を認めることができる。したがって、「盗難による損害発生を原因とする保険金収入については、その損害発生時に法人は保険金請求権を取得する上、本件のような自動車損害保険契約において、保険金請求権を行使することができるのは保険事故発生の時からであること、保険金支払額は保険契約によって定められていること、真実盗難による損失が発生した場合であれば、保険会社が保険金支払債務を履行しない、又は履行できない可能性はほとんど考えられないことからすると、一般的には、保険金請求権は盗難発生と同時に発生し、権利の実現の可能性が客観的に認識し得る状況になったといいうことができる。したがって、一般的には、保険金請求権は、盗難発生時に直ちに確定したものとして、盗難損失を計上すべき事業年度に同時に益金として計上すべきものである。」とし、税務当局の処分を支持した。

なお、昭和43年判決と昭和60年判決については、「昭和60年判決の原審は、損失及び収益が同一原因によって生ずるものであっても、各個独立に確定すべきであることを原則とする旨判示したものであり、損失及び収益が同一時期に確定した場合に、損失及び収益を同一事業年度に計上することを否定するものではない。本件の場合、仮に、原告が主張する異時両建説を前提としたとしても、保険金請求権が盗難発生時に権利内容の確定したものとして発生している以上、盗難損失と同一時期に計上すべきであるから、原告の主張は採用できない。」とした。

〔研究〕

1 本判決への賛否

本判決に賛成する。本件では保険契約で協定保険額を950万円とする旨が締結されており、

不法行為に対する損害賠償請求権の確定に伴う不確実性の問題ではなく、保険発生原因事実の確定(盗難損失)とそれに基づく保険金請求権の実現の保証(金額の確定及び支払の保証)は本件係争年度において既に明らかとなっているから、異時両建説といった例外規定が適用される場合に該当せず、同時両建説によって処理されるものと考える。

2 同時両建説、損失確定説、異時両建説

本件は、法人税法22条の費用・収益の計上時期に関する基本的な問題が争いとなった事件である。そこで、はじめに、当事者の主張にある「昭和43年判決」⁽¹⁾と「昭和60年判決」⁽²⁾で議論された(1)同時両建説、(2)損失確定説、(3)異時両建説の意義を考察する。なお、本来この議論は、不法行為による損害及びこれに基づく損害賠償請求権の計上時期に関する議論であるが、本件においても準用すべきものとして議論されている。

(1) 同時両建説

「同時両建説」とは、例えば横領、詐欺等といった不法行為が発生した場合、当該犯罪行為に基づき法人には現実的な損失が発生するのでこれを法人税法上の損失として認識し、同時に当該横領損失等に対してはその加害者に対し損害賠償請求権が発生するので、これを法人税法上収益として認識する考え方である。これは損害発生と同時に賠償請求権が常に発生するという民法の解釈論に基づくものである。したがって、この説は損失につき発生主義、収益につき発生主義を第一義的にとらえる考え方であるといえる。

(2) 損失確定説

「損失確定説」は、同時両建説の損失事実の発生に対し、損失額の確定を求める説である。すなわち、不法行為によって現実に当該法人に対し損失が発生したとしても、その損失の発生と同時に損害賠償請求権が発生し、その損害賠償請求権が回収不能となるまでは当該法人の損

益計算に影響を与える損失額の確定はなく、回収不能となった時点で当該損失の損金計上を行うという説である。

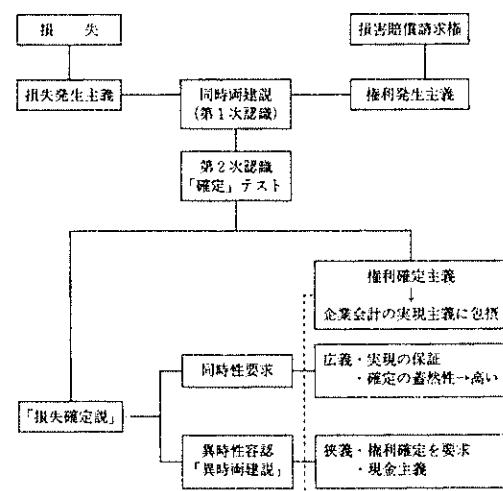
(3) 異時両建説

「異時両建説」は、損害賠償請求権の実現性に着目し、収益の計上を権利の発生によらず、安全性の観点から、例えば具体的な賠償額の同意や、裁判上の和解、判決の確定、賠償金の受領等の時点まで留保するという説である。

3 三説比較

筆者は、「同時両建説」は、民法709条の不法行為が契約と並んで重要な債権発生原因であるところから、次の図のとおり、損失発生主義と権利発生主義とを対応させる根本思考であると位置づけた。

【不法行為による損失と損害賠償請求権の対応関係】



次に、損失・権利の「発生」が認識されても（第1次認識）、それが直ちに課税上、「損金」・「益金」の額に算入されるべく課税適状となる要素を備えたものであるとは限らない。したがって、第2次認識として「確定」のテストが登場する。つまり、第1次認識において損失が発生し、その損失に対する債権の発生を見返益として計上することは可能であるが、損失と見返益を同時に両建することはその限りにおいて両者は相殺され、結果として損益は発生しない。

これが損益として課税所得の計算上影響を及ぼしてくるのが債権の実現可能性を考慮した損失の確定の問題である。

「昭和43年判決」及び「昭和60年判決」の両事件とも横領損失が問題となっているが、加害者の資力等の状況により、損害賠償請求権の回収可能性が吟味され、横領損失が貸倒損失として確定された時にはじめて当該横領損失は当期の損益に影響を及ぼす損失額の確定を見る。これが「損失確定説」である。なお、この場合の「確定」の意味であるが、法22条3項3号は、損失について同条項2号のような債務確定主義を明記していない。損失は大別すると、①災害損失、盗難損失など資産の滅失事実の発生に基づく損失と、②当社の不法行為に基づく損害賠償等に対する損失に区分されるが、①の災害損失、盗難損失等は、そもそも債務の確定の領域外の問題であり、当該損失の発生事実そのものが損金算入のための根拠となる確定事実となる。したがって、法的な債務確定の要件は必要とならない。また、②は外部の相手方に対する損害賠償の問題であるから、当然に債務の確定が前提となっており、これも条文上あえて債務の確定を規定する必要はなかった。要するに、横領損失は①の損失に区分されるが、自然災害等の場合に認識される単純損失とは異なり、事実認定にかかる損失としてその損金算入額を決定することが「確定」の意味であり、「債務確定」とはその意を異にし、横領損失を貸倒損失に置き換えることはその損失の性格を歪めるという点に批判は存するが、貸倒損失の手法を擬制し、加害者の資力等の判断により、判定を行うものとした。「損失確定説」は損失発生主義に対しこれを課税上損金とするための限定要件を付したものである。

次に収益については、民法上、損害賠償請求権は法的に発生するが、法的権利確定主義が課税上益金の要件として要請されるか否かの問題がある。この点については、特に商品売買において、収益は販売をもって実現するという企業

会計上の実現主義を法人税法上も採用することになったため、権利確定主義を普遍的な収益認識基準として法令上明記することができなくなった。そこで法22条4項の公正処理基準に従って実現主義を判断する関係上、権利確定主義は実現主義に包摂されることとなった⁽³⁾。

企業会計上、実現概念には広義2義の概念があるが、「狭義の実現」の要件は、①財貨の引渡し又は役務の提供と②現金又は現金同等物の対価受領の2要件である。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求権が民法上発生した場合に、狭義の実現では、②の現金又は現金同等物が受領された時にその権利が「確定」したものとして益金の額に算入されることになる。この限りにおいては収益の計上時期は、タイミングが最も遅い現金主義となる。この狭義の実現に対し、企業会計上、さらに実現概念を拡大させる「広義の実現」がある。広義の実現とは、(a)所定の取引契約が履行中であること、(b)対価受領の資金的裏付けが高いことの2要件を満たせば“実現の保証”が確保され、収益は実現したものと考える説である。つまり、現金等による回収可能性の蓋然性が高いことをその要件に取り入れたのである。

以上のように損失の確定と債権の実現可能性をみた上で、次に両者の対応関係が問題となる。一つの会計事実に基づく損失の確定と債権の実現可能性は、本来個別に対応させて同時点での対応を重視することが原則である。これは企業会計上の費用収益対応の原則にも適った処理である。そこで、両者の同時性を要求するのが「同時両建説」である（「損失確定説」は損失の発生について限定するが、収益との対応関係はあくまで同時性を要求するもので、その意味では「同時両建説」に含まれる）。一方、これとは反対に、損失及び債権の実現に同時性を要求しないとするのが「異時両建説」である。異時両建説は昭和60年判決の第二審で東京高裁が公示した内容を根拠とする（上記「納税者の主張」参照）。この異時両建説の意義につき、高

梨克彦弁護士は次のとおり評している。「この思考方法は、商取引上の債権が継続性、回帰性、信用性に裏付けされて、金額の算出も容易であり、かつ、回収蓋然性が高いのにひきかえ、不法行為又は債務不履行により損害賠償債権が偶然性、一回性、不信感情に裏付けされて、責任の存否及び金額の算定について紛争を生じがちにして、さらに金額について合意に達したとしても（これが判決で確定した場合も同じ）その実際の回収が著しく困難であるという実際面の特殊性を直視したものであって敬意を惜しまないところである。」⁽⁴⁾

4 まとめ

「異時両建説」が認められるに至った理由は、会計思考としての保守主義の影響であると考える。すなわち、確定した損失の計上の優先性を認め、益金としての確定は損害賠償請求権の実際の回収可能性から、納税資金の確保の点も考慮され、現金主義をとることも認められたのである。昭和60年判決の第二審判決言渡しは昭和54年10月30日であったが、この判決を受ける形で昭和55年5月15日付で「損害賠償金等の帰属の時期」と題する法基通2-1-37（現行2-1-43）が新設された。これは異時両建説を肯定したうえで、現金主義まで認めるに至ったきわめて弾力的な取扱いを示すものであり、さらにその処理を法人の経理の選択に委ねている点が特徴的である。この通達が定められ、昭和60年判決が税務当局の上告を棄却したところから、昭和43年判決の変更があったとする誤解がなされ、混乱の火種になった。本件ベンツ盗難損失事件もまさにこの混乱の上に行われた会計処理である。

しかし、法基通2-1-37（現行2-1-43）は、「異時両建説」を原則とするとは定めておらず、あくまで「同時両建説」を基本とする点に変わりなく、納税者はその経理処理の自由が認められても、債権の実現可能性が高い場合についてまで異時両建説をとることを保証さ

れていない。わが国の裁判制度では、最高裁判所が憲法その他の法令の解釈適用について既に行つた判決と異なる判決を下す場合には、大法廷でこれをしなければならないと定めているが（裁判所法10条3号），昭和43年判決と昭和60年判決はともに最高裁第一小法廷によるもので同級であり、昭和60年判決によって判例変更は行われていない。また、昭和60年判決は上告棄却であるが、内容的にも同時両建説を否定していない点は注意しなければならない。

さらに本件ベンツ盗難損失事件は、横領損失に対する損害賠償請求権の実現性を問題とするのではなく、債権の実現可能性が保険により保証されている場合で、保険金請求権は保険契約によってその発生及び内容が定められていること、保険会社による保険金支払債務の履行の可能性は極めて高いことから、あらかじめ保険金収入を金額的に予測することが可能であり、原則どおり同時両建説により盗難事実発生と同時に法人税法上権利内容の確定した保険金請求権が発生し、またその行使が可能になったものと解され、広義の実現概念により益金の額が実現の保証をもって「確定」したものといえる。したがって、保険金収入を盗難損失と同一事業年度の益金として計上すべきこととした本件判断は、妥当なものである。

なお、本件係争年度において盗難損失は発生しているが、「損失確定説」からすると、車両の盗難に対して警察署に届出をし、一定の捜査が終了するまでは盗難損失は最終的に確定していないとする議論がある。その場合、本件係争年度の翌期に実際の保険金の支払があるので、損失の確定は少なくとも収益の確定をみる平成14年7月期であるとする見解である。本件ベンツのように高級車をターゲットとし、しかも当該盗難車両を海外へ輸出するといった事件が社会的に問題となっているが、その損失がいつの時点で実質的な損失として確定するかは社会通念によって判断されるべきである。本件では盗難の日からわずか9日後に決算日を迎えるが、

盗難損失は詐欺・横領等のように加害者の特定はできず、災害損失のようにその発生事実をもって損失は確定したものと判断して差し支えないと筆者は考える。また、企業会計における努力と結果の成果計算において、費用収益対応の原則は実現した収益（結果）に対しそれを獲得するために要した費用（努力）の計上が求められ、むしろ重要性の順序からすると“収益費用対応の原則”とする呼称の方がその対応関係を適切に表わしているといえるが、この場合、収益の実現が先に位置づけられるということは、広義の実現主義によって本件保険金収入は係争年度において実現しているのであるから、それに対応する盗難損失は係争年度において課税上も確定したものと認められ、盗難損失の確定は本件係争年度にあったものと認定することに合理性があると考える。なお、火災損失等の場合に保険対象原因が発生してもその収受する保険金額が決算日までに確定しない場合がある。その際、企業会計ではこれを「未決算勘定」で処理することが公正妥当な会計処理と認められているが、これは広義の実現主義においてもいまだその収益の額が決定されず、したがって、火災損失の額も確定しないという処理方法である。この未決算勘定処理は上述の対応関係に適った処理であるといえるが、本件盗難損失は火災の場合と異なり、保険契約において全損（車両盗難を含む。）の場合は協定保険額の全額が保険金として支払われることになっており、保険金額の査定がない点に係争年度において既に確定したとする処理が是認されるのである。

[注]

- (1) 大栄プラスチックス事件〔第一審：横浜地裁昭和38年（行）第3号、昭和40年4月8日判決（税資41号313頁）、第二審：東京高裁昭和40年（行コ）第16号、昭和40年10月13日判決（税資41号1077頁）、第三審：最高裁一小昭和40年（行ツ）第107号、昭和43年10月17日判決（税資53号659頁）〕…納税者の会計担当役員で代表取締役であった甲が、係争3事業年度にわたり合計約550万円を横領し、当該横領金相当額を架空経費

の計上で糊塗していた事件で、最高裁は「犯罪行為のために被った損害の賠償請求権でもその法人の有する通常の金銭債権と特に異なる取扱いをなすべき理由はないから、横領行為のために被った損害額を損金に計上するとともに右損害賠償請求権を益金に計上したうえ、それが債務者の無資力その他の事由によってその実現不能が明白となったときにおいて損金となすべき旨の原判示は、犯罪行為のために被った損害を損害賠償請求権の実現不能による損害に置き換えることになるものであるが、犯罪行為に基づき法人に損害賠償請求権の取得が認められる以上、その経理上の処理方法として十分首肯しうるものといわなければならない。」と「同時両建説」をとる旨を判示した。
(2) 日本綜合物産事件〔第一審：東京地裁昭和50年（行ウ）第58号、昭和52年3月9日判決（税資91号354頁）、第二審：東京高裁昭和52年（行コ）第10号、昭和54年10月30日判決（税資109号127頁）、第三審：最高裁一小昭和55年（行ツ）第11号、昭和60年3月14日判決（税資144号546頁）〕…納税者が確定申告において訴外K社の役員から受けた手付金詐欺の被害金4,000万円を損金の額に算入したところ、税務当局は当該4,000

万円の金員は本件係争年度中に詐欺の事実があったかどうかは客観的に明らかでなく、その損害の事実は確定していないとして損金算入を否認した事件。第一審は納税者が敗訴し、第二審は逆転して「異時両建説」が認められ納税者が勝訴、第三審も税務当局の上告を棄却し納税者が勝訴した。

- (3) 金子宏教授は、実現主義における引渡基準が権利確定主義と矛盾しないと説明する。すなわち、「無条件請求権説」（unconditional claim of right doctrine）とも呼ぶべき考え方があり、資産の譲渡の場合についていえば、目的財産の引渡しによって相手方は同時履行の抗弁権を失い、それと同時に、譲渡者の代金請求権は無条件のものとなるから、資産の引渡しのときに所得は実現するという考え方である。権利の確定を請求権の無条件化の意義にとらえれば、引渡基準は権利確定主義そのものの表現ないし別称にはかならない（金子宏稿「権利確定主義は破綻したか」）（「日税研論集」VOL22・（財）日本税務研究センター）、18頁）。
- (4) 高梨克彦稿「損失と損害賠償債権との同時両建説による通説・判例の崩壊現象」（シトイエル224号1～10頁）

租税訴訟学会ニュース

〔第7回研究会について〕

租税訴訟学会では、次のとおり「第7回研究会」を開催いたします。

・日 時：2004年12月3日（金）午後6時～8時30分

・場 所：東京税理士会館4階ホール

・テーマ：「情報公開請求で見る国税不服審判所のあり方」

・講 師：朝倉洋子税理士

・コメンテーター：大淵博義中央大学教授

・参加費：資料代 1,000円（当日徴収）

・共 催：東京弁護士会、第二東京弁護士会税法研究会、日本税務会計学会（東京税理士会）

※事前申込不要。

※本研究会は、東京税理士会の認定研修。東京地方税理士会、千葉県税理士会についても認定研修の予定。

〔お問合せ〕

研究会等参加の申込み・租税訴訟学会への入会方法につきましては下記事務局までお問合せ下さい。

・租税訴訟学会事務局

Tel 03-3586-3601

Fax 03-3586-3602

<http://homepage3.nifty.com/sozei/>
e-mail : sozei@nifty.com